



花言葉：
「快活」
「豊かさ」
「小さな幸せ」

「意見の対立をつくると！」

槍をつくる名人は「この槍はどんな盾をも突き通します」と言いました。一方で盾をつくる名人は、「この盾はどんな槍であっても突き通すことはできません」と言いました。

意見の対立は意図しなくてもたびたび発生します。人は自己の意見に固執しがちです。固執すれば、どちらが正しいかを巡って否定し合うこととなります。否定し合えば事態が悪くなるばかりです。

実は、人の判断や結論はどんなに正しく見えるものであっても最初から矛盾を含んでおり、絶対的ではなりません。

石原 知二
槍は、盾を突き通せなければ最初から矛盾を含んでいたことになり、槍が盾を突き通せば、盾は最初から矛盾を含んでいたこととなります。いずれにしても、矛盾や否定から逃れることはできません。

意見が対立すると心穏やかではいられないかもしれませんが、「自己の成長なくして企業の発展なし」です。経営者ならば、今の次元に留まらず更に高い次元を求められます。

そのためには、むしろ自ら意見の対立を求め、否定し合うのではなく、磨き合う環境をつくる必要があるかと思うのです。そうすれば、経営者の器とともに企業の可能性が大きくなるのではないのでしょうか。

<スタッフの言葉>

先月、任天堂Switchを購入しました。富山市の電気屋3件に電話をして在庫を確認したところ、私の欲しい色のSwitchは売り切れており、4件目でやっと手に入れることが出来ました。昨年ぐらいに発売したと思っていたのですが、発売日を調べると2017年3月に発売しており、コロナ禍のせいでもあります。4年経っても売り切れていることに驚きました。

日本では新型コロナウイルスのワクチン接種がいよいよ開始されましたね。医療従事者から始まり、全国民に行き渡るのは今年前半を目標としているとのこと、ワクチンは打ったからといって絶対に感染しないわけではなく、あくまで重症患者を減らし医療崩壊を防ぐための応急処置。完全に収束するまで引き続き不要不急の外出を控え、感染対策を徹底していくことが重要になってくるため、私は、購入したSwitchと共に巣籠り生活を満喫したいと思います！

山本 茄奈



令和3年4月から

36協定届が新しくなります

※時間外、休日労働に関する協定届

従業員を残業させる場合には、あらかじめ、労使で協定（36協定）を締結したうえで所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

<内容>

- ・届出の際、使用者の押印及び署名が不要になります。
- ・過半数労働組合及び過半数代表者についてのチェックボックスの新設されます。

新しい様式は下記よりダウンロードができます。

労働基準法関係主要様式

検索

4月1日から電子署名、電子証明書が不要な、e-Govから電子申請ができるようになります。
① e-Govからアカウントを登録
② フォーマットに必要な事項を入力
2ステップで、届出・申請が可能になります。
詳細は下記HPにてご覧ください。

e-Gov

検索

4月1日から完全義務化スタート 消費税の総額表示

T A X

消費者に対する価格表示に関して、消費者が分かりやすいよう、消費税（地方消費税分も含む。以下同じ）を含めた価格での表示

（以下、総額表示）が法律上義務付けられています。ただし特例により、総額表示が猶予されていました。この特例が令和3年3月31日で失効し、翌日の4月1日から総額表示の完全義務化がスタートします。総額表示の概要を確認しましょう。

総額表示しなければならない場合

総額表示は、すべての価格について義務化されているわけではありません。総額表示の対象となるものは、次のとおりです。

【総額表示の対象となるもの】

事業者が**不特定かつ多数の者に対して、あらかじめ販売する商品等の価格を表示**する場合

例えば、会員制のディスカウントストアやスポーツ施設など、会員のみを対象とした商品の販売やサービスの提供を行っている場合であっても、その会員の募集が広く一般を対

【総額表示例】税込価格11,000円（税率10%）の商品表示

総額表示として認められる

11,000円

11,000円（税込）

11,000円
（うち税1,000円）11,000円
（税抜価格10,000円）10,000円
（税込価格11,000円）11,000円
（税抜価格10,000円
税1,000円）

総額表示として認められない

10,000円（税抜）

10,000円（本体価格）

10,000円 + 税



象に行われている場合には、総額表示が必要となります。

また、総額表示場所（媒体）は問いません。店頭であっても、インターネット上であっても、総額表示が必要であれば、必ず総額表示が求められます。

総額表示が求められない場合

他方、総額表示が求められない場合があります。主なものは、次のとおりです。

- ・取引に際して相手方に交付する請求書、領収書等
- ・専ら他の事業者に対する客観的に見て事業の用にしか供されないような商品の販売又はサービスの提供
- ・そもそも価格を表示していない場合
- ・希望小売価格
- ・値引き販売の際に行われる「○割引き」「○円引き」

総額表示例

総額表示例をいくつか示しました。ご参考ください。